

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年6月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600747号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700034号

第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成21年6月1日から平成24年9月1日までの期間及び平成25年9月1日から平成27年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成21年6月から平成22年6月までは20万円から24万円、平成22年7月から同年12月までは14万2,000円から24万円、平成23年1月は14万2,000円から17万円、平成23年2月から平成24年8月までは14万2,000円から28万円、平成25年9月から平成26年12月までは13万4,000円から14万2,000円とする。

平成21年6月から平成24年8月までの期間及び平成25年9月から平成26年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年6月から平成24年8月までの期間及び平成25年9月から平成26年12月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成27年1月1日から平成28年12月27日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成27年1月から同年8月までは13万4,000円から34万円、平成27年9月から平成28年8月までは13万4,000円から32万円、平成28年9月から同年11月までは13万4,000円から30万円とする。

平成27年1月1日から平成28年12月27日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成21年6月1日から平成27年1月1日まで
② 平成27年1月1日から平成28年12月27日まで

A社に在職中の標準報酬月額記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成21年6月1日から平成24年9月1日までの期間及び平成25年9月1日から平成27年1月1日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成21年6月から平成22年6月までは20万円、平成22年7月から平成24年8月までは14万2,000円、平成25年9月から平成26年12月までは13万4,000円と記録されているところ、請求者から提出された給与明細一覧及び平成26年分給与所得の源泉徴収票、同僚から提出された給与明細一覧、課税庁から提出された市民税・県民税照会回答書並びに金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果（以下、併せて「給与明細一覧等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成21年6月から平成22年8月までは24万円、平成23年9月から平成24年8月までは28万円、平成26年9月から同年12月までは34万円）又は報酬月額に相当する標準報酬月額（平成22年9月から同年12月までは24万円、平成23年1月は17万円、平成23年2月から同年8月までは28万円、平成25年9月は28万円、平成25年10月及び同年11月は26万円、平成25年12月は30万円、平成26年1月及び同年2月は28万円、平成26年3月及び同年4月は34万円、平成26年5月は32万円、平成26年6月は26万円、平成26年7月は32万円、平成26年8月は30万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成21年6月から同年8月までは26万円、平成21年9月から平成23年1月までは24万円、平成23年2月から平成24年8月までは28万円、平成25年9月から平成26年12月までは14万2,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与明細一覧等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成21年6月から平成22年12月までは24万円、平成23年1月は17万円、平成23年2月から平成24年8月までは28万円、平成25年9月から平成26年12月までは14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、元事業主は平成 21 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 9 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間について、資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、平成 21 年 6 月から平成 24 年 8 月までの期間及び平成 25 年 9 月から平成 26 年 12 月までの期間について、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細一覧等において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 21 年 6 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間及び平成 25 年 9 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日までの期間について、給与明細一覧等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は 13 万 4,000 円と記録されているが、給与明細一覧等及びA社の破産管財人から提出された年間賃金台帳（簡易）により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 26 年 4 月から同年 6 月までは 34 万円、平成 27 年 4 月から同年 6 月までは 32 万円、平成 28 年 4 月から同年 6 月までは 30 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を、平成 27 年 1 月から同年 8 月までは 34 万円、平成 27 年 9 月から平成 28 年 8 月までは 32 万円、平成 28 年 9 月から同年 11 月までは 30 万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600734号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700035号

第1 結論

請求者のA事業所における平成17年9月7日から平成18年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成17年9月から平成18年8月までの標準報酬月額については、14万2,000円から24万円とする。

平成17年9月から平成18年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年9月7日から平成18年9月1日まで
② 平成19年*月*日から平成25年8月1日まで

請求期間①について、A事業所の標準報酬月額は14万2,000円となっており、実際に支給されていた標準報酬月額より低い記録となっているため、請求期間①について、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、B事業所においてC職として平成25年7月末まで勤務していたが、退職後に年金事務所が記録を取り消したことにより、請求期間②の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間②当てもB事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、オンライン記録によると、請求者のA事業所における標準報酬月額は、当初、平成17年9月から平成18年8月までは24万円と記録されていたところ、平成18年3月7日付けで厚生年金保険被保険者資格の取得日である平成17年9月7日まで遡って14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所において請求者と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚9人についても、請求者と同様に平成18年3月7日付けで平成17年9月7日まで遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、同僚から提出された給与明細書によると、請求期間①当時に支払われた報酬月額に相当する標準報酬月額は、遡及減額訂正される前のオンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、年金事務所が保管する滞納処分票によると、A事業所は、請求期間当時、厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 18 年 3 月 7 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、請求者について平成 17 年 9 月 7 日まで遡って標準報酬月額の減額を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該遡及訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成 17 年 9 月から平成 18 年 8 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初に届け出た 24 万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、オンライン記録によると、A事業所は、個人事業主として記録されていた者が平成 19 年*月*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成 27 年 4 月 9 日付けで平成 19 年*月*日まで遡って同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

また、請求者及び複数の同僚に係る雇用保険の記録並びに当該同僚の陳述により、B事業所は、平成 19 年*月*日以降も 5 人以上の従業員が勤務していたと認められ、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

さらに、課税庁から提出された確定申告書、請求者から提出された給与明細書、給与所得の源泉徴収票、預金通帳、年金事務所から提出された貸金台帳（以下、併せて「給与明細書等」という。）により、請求者は、請求期間②において、B事業所に勤務し、給与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、B事業所の当時の事務長は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について、給与から控除していない旨陳述している上、給与明細書等から当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600748号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700036号

第1 結論

請求者のA社における平成15年2月5日から平成17年7月1日までの期間、平成17年8月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成15年2月から同年7月までは15万円から30万円、平成15年8月は15万円から28万円、平成15年9月から同年12月までは15万円から26万円、平成16年1月は15万円から22万円、平成16年2月から同年8月までは15万円から26万円、平成16年9月から平成17年6月までの期間及び平成17年8月は13万4,000円から26万円、平成17年9月から同年12月までは13万4,000円から28万円、平成18年1月は13万4,000円から20万円、平成18年2月は13万4,000円から28万円、平成18年3月は13万4,000円から24万円、平成18年4月から同年7月までは13万4,000円から28万円、平成18年8月から同年12月までは13万4,000円から26万円、平成19年1月は13万4,000円から28万円、平成19年2月は13万4,000円から20万円、平成19年3月から同年8月までは13万4,000円から28万円、平成22年7月から平成23年4月までは20万円から30万円、平成23年5月から平成24年8月までは15万円から30万円とする。

平成15年2月から平成17年6月までの期間、平成17年8月から平成19年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年2月から平成17年6月までの期間、平成17年8月から平成19年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成27年1月1日から平成28年12月27日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成27年1月から同年8月までは15万円から36万円、平成27年9月から平成28年6月までは15万円から32万円、平成28年7月から平成28年11月までは15万円から38万円とする。

平成27年1月1日から平成28年12月27日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 2 月 5 日から平成 27 年 1 月 1 日まで
② 平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 27 日まで

A社に在職中の標準報酬月額記録が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 15 年 2 月 5 日から平成 17 年 7 月 1 日までの期間、平成 17 年 8 月 1 日から平成 19 年 9 月 1 日までの期間及び平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 15 年 2 月から平成 16 年 8 月までは 15 万円、平成 16 年 9 月から平成 17 年 6 月までの期間及び平成 17 年 8 月から平成 19 年 8 月までは 13 万 4,000 円、平成 22 年 7 月から平成 23 年 4 月までは 20 万円、平成 23 年 5 月から平成 24 年 8 月までは 15 万円と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書及び給与明細一覧、課税庁から提出された所得照会回答用証明書及び市民税・県民税・所得・課税証明書並びに金融機関から提出された請求者の取引履歴調査結果（以下、併せて「給料支払明細書等」という。）により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成 15 年 2 月から同年 8 月までは 30 万円、平成 15 年 9 月から平成 17 年 6 月までの期間及び平成 17 年 8 月は 26 万円、平成 17 年 9 月から平成 19 年 8 月までは 28 万円、平成 22 年 7 月から平成 24 年 8 月までは 30 万円）はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成 15 年 2 月及び同年 3 月は 30 万円、平成 15 年 4 月は 38 万円、平成 15 年 5 月は 34 万円、平成 15 年 6 月及び同年 7 月は 36 万円、平成 15 年 8 月は 28 万円、平成 15 年 9 月は 36 万円、平成 15 年 10 月は 30 万円、平成 15 年 11 月は 38 万円、平成 15 年 12 月は 36 万円、平成 16 年 1 月は 22 万円、平成 16 年 2 月から同年 4 月までは 36 万円、平成 16 年 5 月は 28 万円、平成 16 年 6 月及び同年 7 月は 36 万円、平成 16 年 8 月から同年 12 月までは 38 万円、平成 17 年 1 月は 30 万円、平成 17 年 2 月は 32 万円、平成 17 年 3 月は 26 万円、平成 17 年 4

月は34万円、平成17年5月及び同年6月は30万円、平成17年8月は26万円、平成17年9月から同年12月までは30万円、平成18年1月は20万円、平成18年2月は28万円、平成18年3月は24万円、平成18年4月及び同年5月は28万円、平成18年6月及び同年7月は30万円、平成18年8月から同年12月までは26万円、平成19年1月は30万円、平成19年2月は20万円、平成19年3月から同年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間は30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成15年2月から同年7月までは30万円、平成15年8月は28万円、平成15年9月から同年12月までは26万円、平成16年1月は22万円、平成16年2月から平成17年6月までの期間及び平成17年8月は26万円、平成17年9月から同年12月までは28万円、平成18年1月は20万円、平成18年2月は28万円、平成18年3月は24万円、平成18年4月から同年7月までは28万円、平成18年8月から同年12月までは26万円、平成19年1月は28万円、平成19年2月は20万円、平成19年3月から同年8月までは28万円、平成22年7月から平成24年8月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は平成15年2月5日から平成17年7月1日までの期間、平成17年8月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間について、資料を保管していないため、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、平成15年2月から平成17年6月までの期間、平成17年8月から平成19年8月までの期間及び平成22年7月から平成24年8月までの期間について、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成15年2月5日から平成17年7月1日までの期間、平成17年8月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成22年7月1日から平成24年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成19年9月1日から平成22年7月1日までの期間及び平成24年9月1日から平成27年1月1日までの期間について、給料支払明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成17年7月1日から平成17年8月1日までの期間について、i) A社は、平成28年12月27日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は資料を保管していない旨陳述していること、ii) 請求者は当該期間に係る給料支払明細書を保管していないこと、iii) 請求者の取引金融機関には当該期間に係る取引履歴が保存されていないこと、iv) 課税庁には当該期間に係る請求者の課税資料が保存されていないこと、v) 当該期間前後において、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は13万4,000円であるところ、厚生年金保険料控除額は変動していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できない。

このほか、平成17年7月1日から平成17年8月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、平成17年7月1日から平成17年8月1日までの期間について、請求者が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、本件訂正請求日においては、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であり、請求者のオンライン記録の標準報酬月額は15万円と記録されているが、給料支払明細書等及びA社の破産管財人から提出された年間賃金台帳（簡易）により、標準報酬月額の決定の基礎となる平成26年4月から同年6月までは36万円、平成27年4月から同年6月までは32万円、標準報酬月額の改定の基礎となる平成28年4月から同年6月までは38万円の標準報酬月額に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できることから、請求者の標準報酬月額を平成27年1月から同年8月までは36万円、平成27年9月から平成28年6月までは32万円、平成28年7月から同年11月までは38万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600737号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700038号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成17年3月31日から平成17年4月1日に訂正し、平成17年3月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成17年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に平成17年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。平成17年4月支給の3月分給与明細書から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、A社が平成29年2月17日付けで提出した被保険者資格喪失年月日の訂正届及び申立書並びに雇用保険の被保険者記録によると、請求者は請求期間において同社に在籍していたことが確認できる。

また、請求者から提出されたA社の平成17年4月に支払われた3月分給与明細書から、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る平成17年2月の厚生年金保険の記録及び上述の3月分給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、平成 17 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているものの、事業主は、請求者の被保険者資格喪失届（訂正届）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 2 月 17 日付けで提出している上、年金事務所が保管している請求者の平成 17 年 4 月 12 日付け被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が、平成 17 年 3 月 31 日とされていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったが、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600716号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年10月18日から同年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成24年10月18日から同年11月1日までの期間について、保険給付の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間を年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の平成24年10月分及び平成24年11月分タイムカード、平成24年賃金台帳並びに請求者から提出された給与明細書により、請求者は請求期間において同社に勤務し同社から給与が支払われていたことが認められる。

しかしながら、A社は、請求者の資格取得年月日を平成24年10月18日とする厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正届)を、厚生年金保険料の徴収権が時効によって消滅した後に日本年金機構B事務センターに対し提出(平成28年2月16日受付)しているところ、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第75条本文の規定によれば、保険料を徴収する権利が時効によって消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は、行わないとされていることから、請求者の請求期間については、年金額に反映しない期間として記録されている。

次に、A社は、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない旨回答しているところ、同社から提出された上述の平成24年賃金台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号。以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項の規定により、厚生年金保険法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額の変更又は決定を行う場合は、事業主が、被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合とされている。

したがって、請求者の請求期間については、厚生年金特例法による記録の訂正及び保険給付の対象に当たらないため、年金額に反映する期間としての訂正は認められない。